



商船三井が明治海運<9115>株式の変更報告書を提出（保有減少）



明治海運<9115>について、商船三井が6月17日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「株券等保有割合の1%以上の減少」によるもの。

報告書によると、商船三井の明治海運株式保有比率は、2.68%と4.16%減少した。

報告義務発生日は、2016年6月14日。